



介護・福祉

介護保険

問 福祉課介護保険・老人福祉グループ ☎62-0562 串本町地域包括支援センター ☎62-6005

介護が必要になったら

介護サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

対象者

- ・65歳以上の方(第1号被保険者)
原因を問わず日常生活に介護や支援が必要となったとき
- ・40～64歳の方(第2号被保険者)
政令で定められた病気(16種類の特定疾病)により介護や支援が必要となるとき

1. 申請

介護サービスの利用を希望する方は、町の窓口で「要介護認定」の申請を行います。(家族でも可)

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)

2. 認定調査

調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などについて調査を行います。また、医師が心身の状況についての意見書を作成します。

3. 審査・判定

認定調査の結果によるコンピュータ判定(一次判定)と、医師の意見書を基に「介護認定審査会」で審査(二次判定)し、要介護状態区分の判定が行われます。

※「介護認定審査会」は、医療・保健・福祉の専門家で構成されています。

4. 認定・通知

介護認定審査会の審査結果に基づいて「非該当(自立)」[要支援1・2][要介護1～5]までの区分に分けて認定され、その結果が通知されます。

非該当(自立)	要支援1・2	要介護1～5
介護保険サービスは利用できません	要支援者に対する地域支援事業、介護予防教室などの一般介護予防事業が利用できます。	在宅サービス、施設サービスと地域密着型サービスが利用できます。

5. 介護サービス・介護予防サービス計画の作成

実際にサービスを利用する前に、認定結果を基に介護サービスはケアマネジャー(介護支援専門員)、介護予防サービスは地域包括支援センターで介護サービス・介護予防サービス計画を作成します。施設に入所して利用するサービスについては、入所する施設内で介護サービス計画を作成して利用します。

6. サービスの利用

介護サービス・介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。利用者負担は原則として費用の1割(一定以上の所得のある方は2～3割)です。

※保険料が未納の場合、給付制限があり、利用者負担が3割になることがあります。

※介護保険の対象とならないサービス費用もありますので、サービス利用時には必ず町の窓口や担当ケアマネジャーに確認してください。



介護・福祉

〈 広告 〉



一灯照隅

- 介護老人福祉施設 特別養護老人ホームにしき園
- 介護老人福祉施設 地域密着型特別養護老人ホーム 上野山にしき園
- 短期入所生活介護 にしき園指定短期入所生活介護事業所 ショートステイ上野山にしき園
- 通所介護 にしき園指定通所介護事業所
- 居宅介護支援 にしき園指定居宅介護事業所

- 訪問介護 にしき園指定訪問介護事業所
- 認知症対応型共同生活介護 グループホーム潮岬あゆみ園
- 小規模多機能型居宅介護 ほっとハウスうわの園
- 住宅型有料老人ホーム 二色あゆみ園
- にしき園診療所



社会福祉法人 **串本福祉会**

http://www.nishikien.ne.jp TEL 0735-62-5165(代) FAX 0735-62-5338 和歌山県東牟婁郡串本町二色160



【1か月のサービス利用額の目安】

要介護状態区分ごとに1か月に居宅サービスで利用できる上限(支給限度額)が設定されています。限度額を超えたサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

居宅サービスの1か月の支給限度額の目安	
要介護度	支給限度額(月額)
要支援1	5万320円
要支援2	10万5,310円
要介護1	16万7,650円
要介護2	19万7,050円
要介護3	27万480円
要介護4	30万9,380円
要介護5	36万2,170円

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

要介護・要支援認定を受けなくても、「基本チェックリスト」により国が定める基準に該当すれば、要支援1で受けられるサービスと同等の地域支援事業(ホームヘルプサービス、デイサービス)を利用することができます。

対象者

・65歳以上の方(第1号被保険者)

1. 申請

総合事業の利用を希望する方は、地域包括支援センター(☎62-6005)の窓口で申請を行います。心身の状況について聞き取りを行いますので、ご本人がお越しください。

申請に必要なもの

介護保険被保険者証

介護保険で利用できるサービス

☎ 福祉課介護保険・老人福祉グループ ☎62-0562 串本町地域包括支援センター ☎62-6005

●ケアプランの作成や居宅サービス利用に係る支援 居宅介護支援

要介護の方を対象に、ケアマネジャーに居宅介護サービス計画を作成してもらうほか、居宅介護サービスの利用支援が受けられます。

介護予防支援

要支援の方を対象に、地域包括支援センターの職員などに介護予防サービス計画を作成してもらうほか、介護予防サービスの利用支援が受けられます。

●居宅サービス

訪問介護【ホームヘルプ】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、食事、入浴、排泄などの身体介護や、調理、洗濯、掃除などの生活援助が受けられます。

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらうなど、入浴の介助が受けられます。

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

リハビリテーションの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリテーションが受けられます。

2. 基本チェックリストと聞き取りによる判定

25項目の簡単な質問にチェックリストで回答していただきます。また、その際に心身の状況などについて地域包括支援センター職員が聞き取りを行い、国が定める基準に該当すれば総合事業対象者として認定され、その結果が通知されます。

3. 介護予防ケアマネジメント計画の作成

実際にサービスを利用する前に、地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメント計画を作成します。

4. サービスの利用

介護予防ケアマネジメント計画に基づいてサービスを利用します。利用者負担は要支援・要介護認定を受けた場合と同様となっています。

※総合事業の対象となるサービスは地域支援事業のみとなります。福祉用具の貸与・購入や住宅改修などは対象外となりますのでご注意ください。

1か月のサービス利用額の目安

1か月に地域支援事業のサービスで利用できる上限(支給限度額)は5万320円まで(要支援1と同等)となります。限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導が受けられます。

訪問看護、介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理などが受けられます。

通所介護【デイサービス】

デイサービスセンター(日帰り介護施設)に通い、食事、入浴などの介護や機能訓練、レクリエーションが受けられます。

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、機能訓練などが日帰りで受けられます。

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けられるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。

※介護予防サービスは、要支援1・2の方を対象としていますので、状態の改善と悪化の予防を目的とした内容となります。

●施設サービス

※要支援1・2の方は施設サービスを利用できません。

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

日常生活において常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。(新規入所は、原則、要介護3以上)

介護老人保健施設【老人保健施設】

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションが受けられます。

介護療養型医療施設【療養病床など】

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。※2024年3月末に廃止予定。

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護が一体的に受けられます。

●地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に來てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援2のみ)【グループホーム】

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。※要支援1・2の方が利用できるサービスは、()書きのものです。※上記のほかにも、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護などがあります。新規に入所できるのは、原則要介護3以上の方です。

●福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

心身の機能が低下した方に、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。

[車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)、自動排泄処理装置(※要介護4・5の方のみ)、*手すり、*スロープ、*歩行器、*歩行補助つえ]

※要支援1・2、要介護1の方は、原則として*の用具のみの利用となります。

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

対象となる福祉用具(腰掛便座、入浴補助用具など)の購入費を支給します。(上限は年間10万円)

※事業者指定制度が導入され、県の指定を受けていない販売業者から購入した福祉用具は保険給付の対象外となります。

※受領委任状を利用する場合は、事前の申請が必要です。

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

対象となる改修(手すりの取り付け、段差の解消など)の費用を支給します。(上限20万円)

※事前の申請が必要です。

●地域支援事業

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方及び基本チェックリストにより対象者となった方について、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を受けられる訪問型サービスや、機能訓練や集いの場などの通所型サービス、適切にサービスを受けるための介護予防ケアマネジメント計画作成等のサービスが受けられます。

一般介護予防事業

65歳以上の方及びその支援のための活動に係わる方を対象に、介護予防教室などが受けられます。

〈広告〉



今日摘んでも、明日また葉を伸ばす明日葉(あしたば)
いつまでも生きがいを持って楽しい在宅生活を

高年齢者応援
明日葉の郷

介護のご相談窓口・居宅介護支援事業所 明日葉の郷
介護ヘルパー・介護タクシーまりん/デイサービス明日葉の郷

株式会社 明日葉の郷
〒649-3502 東牟婁郡串本町潮岬2688番地の7
電話 0735-67-7887 FAX 0735-67-7888
E-mail ; marine-care@river.ocn.ne.jp

串本町地域包括支援センター

問 串本町地域包括支援センター ☎62-6005

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が中心となって専門知識を活かし、介護予防ケアマネジメントをはじめ総合的な相談や権利擁護など、さまざまな支援を行います。高齢者の皆さんが健やかに住み慣れた地域で生活を続けていくためにも、地域包括支援センターをご利用ください。

総合相談

地域包括支援センターでは、高齢者の困りごとや心配なこと、介護保険の利用方法などのご相談を受けています。

●要支援1及び2の認定を受けた方と総合事業対象者(65歳以上で、基本チェックリストの基準に該当した方)のケアマネジメント

ヘルパーやデイサービスなどの利用に関するケアマネジメントを行っています。

認知症サポーターの養成

認知症の方や家族が安心して暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、状況に応じて声かけ等ができる「認知症サポーター」の養成講座を随時開催しています。

認知症について専門的な知識を持つ講師「キャラバンメイト」を派遣します。

対象

会社・自治会・学校・サークルなど
※講師派遣、受講は無料です。

高齢者虐待防止に関する相談受付

高齢者虐待を疑われるような場面に会った場合、見て見ぬふりをするのは、法的にもルール違反であることが平成18年4月に施行された「高齢者虐待防止法」に明記されました(通報義務)。ご相談いただいた方に関する情報は、守秘義務により、外に漏れることはありません。虐待かどうかの判断は、情報を確認し、公的機関で行います。

何か心配なことに気付いた場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

成年後見制度利用についての相談受付

認知症・知的障がい・精神障がいにより、物事を判断する能力が十分でない高齢者の権利を守るために「成年後見人等(援護者)」を選ぶことで、高齢者を法的に支援する制度＝成年後見制度の申請のご相談を受けます。

対象者

判断の能力が不十分な認知症・知的障がいおよび精神障がいのある高齢者(65歳以上の方)
※家庭裁判所の審判申し立てに要する費用は必要です。ただし、配偶者または4親等以内の親族がいないか、音信不通の状況にあるなどの事情がある方については、別途審査します。

高齢者の福祉

問 福祉課介護保険・老人福祉グループ ☎62-0562 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

配食サービス事業

在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、指定サービス業者が弁当を届け、安否確認を行います。配食回数は1日2回までです。

対象者 高齢者のひとり暮らし、高齢者のみの世帯またはそれに準ずる世帯に属する高齢者等で、調理することが困難な方です。

利用者負担 1食あたり 500円
※申請が必要です。

家族介護用品支給事業

在宅において要介護1～5と認定された高齢者を介護している家族に、紙おむつや尿取りパットを支給することによって経済的負担の軽減を図ります。

支給限度

・要介護4～5で世帯全員が市町村民税非課税の場合、年間75,000円分までの紙おむつ等を支給します。
・常時失禁状態の要介護1～5までの方で、世帯全員が所得税非課税かつ要介護者本人が市町村民税非課税である場合、年間55,000円分までの紙おむつ等を支給します。
※毎年申請が必要です。

緊急通報システム運営事業

一人暮らしの高齢者等の急病や事故等の緊急事態に対処し、日常生活における不安の解消及び安全の確保を図るため、緊急通報システム装置を設置します。

対象者

在宅の65歳以上の心身病弱な独居高齢者または高齢者のみの世帯で、継続して安否の確認を要する方

利用者負担

設置費用は無料(電話回線等の通話料は別途必要)
※申請が必要です。

火災警報器取付け支援事業

75歳以上の独居高齢者世帯等に対し住宅用火災警報器の設置を支援し、生命及び財産を火災の被害から守ります。
※申請が必要です。

ねたきり老人等扶養手当

対象者

ねたきり老人等(下記のすべてに該当する方)を介護している方で、串本町に1年以上住所を有する方に支給します。
・要介護4または要介護5の認定を受けており、居宅において寝たきり状態にある方
・在宅で介助がなければ食事や排せつ等の日常生活に支障があると医師が認めた方
※申請が必要です。

手当額 年額60,000円(月額5,000円)

支給月 9月、3月

高齢者訪問理・美容サービス事業

外出が困難な在宅の高齢者に対して、訪問による理容・美容サービスを実施し、清潔で快適な在宅生活を送れるよう支援します。

対象者 「ねたきり老人等扶養手当」の対象者と同じ

利用者負担 1回あたり 2,000円

利用回数 最大4回/年
※申請書の提出月に応じて利用回数が異なります。
※毎年申請が必要です。

敬老祝金・敬老会事業

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝福するため、節目となる年齢の方に祝金を支給します。また、敬老会事業として、90歳以上の方に記念品を贈呈します。

敬老祝金

・77歳 5,000円 ・88歳 7,000円
・99歳 10,000円 ・100歳以上 20,000円

敬老会記念品

・90歳以上95歳未満 3,000円(商品券)
・95歳以上100歳未満 5,000円(商品券)
・100歳以上 10,000円(商品券)

老人クラブ

高齢者が仲間づくりを通じて、健康づくりや社会活動に取り組み、生きがいをもって過ごしていただくため、各地域の老人クラブ(44団体)の活動と、その老人クラブで構成する老人クラブ連合会の活動を支援しています。

老人憩の家

地域での高齢者の健康増進、教養の向上とレクリエーションのための場を提供する集会所的施設です。65歳以上の方が利用できます。

名称	所在地
串本町老人憩の家「わかしお」	串本町串本1252番地
串本町老人憩の家「鶴ヶ浜」	串本町西向1493番地1 ※現在、旧西向幼稚園を代替施設としています。
串本町老人憩の家「福寿荘」	串本町姫718番地

老人医療費助成制度

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

対象者

住民税非課税世帯に属する67～69歳の方で、収入・資産等の要件をすべて満たす方

制度の内容

保険適用医療費の自己負担額を通常の3割から2割負担に軽減します。

< 広告 >

認定 NPO 法人
日本理美容福祉協会
Japan Barber & Beauty Welfare Association

☎0735-67-7017
串本町潮岬2409

お気軽にお問い合わせ下さい

訪問理美容
和歌山南紀センター

理美容 着付け
華の香

出張着付け承ります
振袖・留袖・訪問着・喪服・普段着等
ヘアメイク

理美容室に行くのが困難な方々の元にお伺いし、理美容サービスを提供させていただきます。

ご自宅 ●カット ●パーマ ●カラー
施設様 ●シャンプー ●顔そり
病院 「福祉理美容士」がお伺いいたします

https://ribi-nannki.com/ https://hananoka-kimono.ribi-nannki.com/



障がい者の福祉

問 福祉課障害福祉グループ ☎62-0562 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

障がい者・障がい児がその有する能力と適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を行います。それにより、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

各種障害手帳

●身体障害者手帳

身体に永続すると認められる障がいがある方に、和歌山県より身体障害者手帳が交付されます。

交付申請手続

- 交付申請書 写真1枚
- 診断書(身体障害者福祉法第15条における指定医師が書いたもの)を福祉課窓口へ提出してください。

障害程度の区分

障がいの程度によって、1級から6級に区分されます。

●療育手帳

知的障がい者(児)への一貫した指導、相談を行い、種々の援助措置が受けられるよう、和歌山県より知的障がい者(児)に療育手帳が交付されます。

交付申請手続

- 交付申請書 写真1枚 診断書(18歳未満)
- 相談調査票(18歳以上)を福祉課窓口へ提出してください。

障害程度の区分

知的障がいの程度が、最重度の場合は「A1」、重度の場合は「A2」、中度の場合は「B1」、軽度の場合は「B2」と区分されます。

●精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

交付申請手続

- 申請は、病院に初めてかかった日(初診)から6か月以上たった日からできます。
- 交付申請書 写真1枚
- 診断書(作成日が申請日から3か月以内のもの)又は精神障がいを支給事由とした障害年金もしくは特別障害給付金を現に受給していることを証する書類(年金証書)の写し

障害程度の区分

精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判定し、日常生活に支障をきたす程度が強い順に1級から3級に区分されます。

福祉タクシー事業

障がいのある方に対し福祉タクシー利用券を交付し、初乗りの基本料金を助成します。(年間12枚)

対象者

- 町内に継続して3か月以上居住している、次のいずれかに該当する方
- 身体障害者手帳の等級が1級若しくは2級の方、又は種別が第1種のうち在宅介助を要する方
- 療育手帳の程度がA判定のうち在宅の方
- 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級のうち在宅の方

障害福祉サービス

●居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般にわたる介護サービスを行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的にを行います。

●同行援護

視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時の移動の支援やその他の外出する際に必要な援助を行います。

●行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

●重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方の中でも介護の必要性が特に高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

●短期入所

自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

●生活介護

常に介護を必要とする方に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

●療養介護

病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。

●自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

●就労移行支援

就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。

●就労定着支援

就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に、3年間就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行います。

●就労継続支援(A型・B型)

一般企業などで雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

●共同生活援助(グループホーム)

障がいがある方に、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

●施設入所支援

介護が必要な方や通所が困難な方で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している方に、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

●自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を受けていた障がいのある人が自宅で自立した日常生活を営むため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時通報や相談、情報提供・助言を行います。

●計画相談支援

福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行います。

●地域移行支援

障がい者支援施設に入所している方又は精神科病院に入院している方等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や相談等の必要な支援を行います。

●地域定着支援

自宅で一人で生活している障がい者の方に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

その他の日常生活支援等

●移動支援

障がいのある方のうち、屋外での移動が困難な方に外出のための支援を行います。

●日中一時支援

障がいのある方を障害福祉サービス事業所等で支援することにより、日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や介護負担の一時的な軽減を図ります。

●地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会・社会交流の場を提供することで、障がいのあるひとの地域生活支援の促進を図ります。

●日常生活用具の給付等

障がいのある方に、障がいの内容や程度に応じて日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。(ただし、介護保険による給付を受けることができる場合は対象となりません。)
・日常生活用具…特殊寝台、入浴補助用具、ネプライザー、ストーマ装具、紙おむつ など

●補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方、障がいにより失われた機能を補うための補装具の購入費・修理費を支給します。(ただし、一部介護保険が優先します。)
・補装具…義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行補助つえ、補聴器 など

●住宅改修費の助成

一定の障がいのある方が、手すりの取り付けや床の段差解消などの住環境を整備する場合、費用の一部を助成します。(ただし、介護保険が優先します。)

●自動車改造の助成

一定の障がいのある方が、就労などのために自分が所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置などの一部を改造する場合の費用に対して、10万円を限度として助成します。(所得制限あり)

●手話通訳者等の派遣

聴覚、言語機能、音声機能などに障がいのある方のコミュニケーション支援のため、手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者を派遣します。

●成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

〈広告〉



NPO法人くまさん
障害福祉サービス
福祉タクシー

080-5700-6883
FAX 0735-62-5556

串本町潮岬207-1

障害児通所支援事業

●児童発達支援事業

療育の観点から集団療育または個別療育を行う必要性があると認められる未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

●医療型児童発達支援事業

肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。また、身体の状態により治療も行います。

●放課後等デイサービス事業

就学しており、授業の終了後または学校が休みの時などに支援が必要と認められた障がいのある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

●保育所等訪問支援事業

障がい児施設などで指導経験がある児童指導員や保育士が保育所を訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対して、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

●居宅訪問型児童発達支援

重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行います。

●障害児相談支援

障がい児の福祉に関する問題や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

県の手当、町の手当

手当の種類	支給要件	支給額等
特別児童扶養手当	20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がい、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方に支給されます。(所得による支給制限あり)	1級 月額52,500円 2級 月額34,970円 (令和3年時点) ※手当の額は毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に支給されます。(所得による支給制限あり)	月額14,880円 (令和3年度)
特別障害者手当	精神または身体に著しく重度の重複障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の障がい者(20歳以上)に支給されます。(所得による支給制限あり)	月額27,350円 (令和3年度)
福祉手当(経過措置分)	従来の福祉手当受給資格者のうち公的年金も支給されない方に支給されます。(所得による支給制限あり) ※ただし、次の場合には手当を受給できません。 ・障がいを支給事由とする給付で、政令で定めるものを受けるとき ・身体障害者療護施設その他これに類する施設などに入所しているとき	月額14,880円
心身障害者扶養共済	障がいのある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったときに、障がいのある方に終身にわたり一定額の年金を支給します。県の条例に基づいて実施されています。	

手当の種類	支給要件	支給額等
心身障害児(者)福祉年金	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている障がい児・者に支給します。ただし、年間所得が10万円以上ある方は対象とならず、20歳以上の身体障害者手帳・精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている方については、障がい者程度等級が1級以上の方に限ります。	年額3万円
心身障害児福祉手当	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持する20歳以下の方のうち、児童手当や重度心身障害児(者)医療費助成制度を受けている方以外の方に手当を支給します。	・在宅の心身障がい児 年額48,400円 ・在宅以外の心身障がい児 年額14,600円
心身障害児奨学金	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持する6歳から20歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある方で、町長が認める町外の学校に通学している方に支給します。	年額15,600円

医療

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

●重度心身障害児(者)医療費助成制度

対象者

- ・身体障害者手帳1級、2級、3級
- ・療育手帳A判定
- ・特別児童扶養手当1級
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級
- ※所得制限あり

制度の内容

保険適用医療費の自己負担額を助成します。
※身体障害者手帳3級は住民税非課税世帯の入院にかかる医療費のみ助成

問 福祉課障害福祉グループ ☎62-0562

●自立支援医療(更生医療)

18歳以上の身体障がい者に対し、その障がいを軽減して日常生活能力、就業能力を回復・改善することを目的として、指定された医療機関で行われる治療(手術)にかかる医療費を助成します。

原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

●自立支援医療(育成医療)

身体に障がいや有するまたは現存する疾患を放置した場合に身体に障がいが残ると認められる18歳未満の児童で、生活能力を得るため、手術などにより確実な治療効果の見込みのある方に、指定された医療機関での治療にかかる医療費を助成します。原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

●自立支援医療(精神通院医療)

精神に障がいを有し、継続的に通院による医療の必要がある方に、指定された医療機関での治療にかかる医療費を助成します。原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

ひきこもり者支援

問 福祉課 ☎62-0562

仕事や学校に行けておらず、かつ家族以外の人との交流がほとんどできずに、6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態の15歳以上の方を対象に、ご本人やご家族からの相談、社会体験活動への参加など支援し、「居場所」を提供することを目的とした、ひきこもり者社会参加支援センターが開設されています。見学や体験をご希望の方は、下記にお問い合わせください。

【ひきこもり者社会参加支援センター「あづまプラッツ」】
〒647-0073 新宮市木ノ川169-3
☎・FAX 0735-31-7730

生活保護制度

問 福祉課 ☎62-0562

生活保護制度は、憲法25条の理念に基づき、暮らしに困っている世帯に最低限度の生活を保障するため必要な給付を行うとともに、自分たちの力で生活していけるよう支援することを目的としています。保護の決定は、福祉事務所を設置している和歌山県が行います。詳しくは福祉課又は下記にお問い合わせください。

【東牟婁振興局 串本支所】
〒649-4122 串本町西向193
☎0735-72-0525
FAX0735-72-2739

生活困窮者自立支援制度

問 福祉課 ☎62-0562

生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、生活困窮者に対する自立の促進を図ります。福祉事務所を設置している和歌山県が窓口となりますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

【東牟婁振興局 串本支所】
〒649-4122 串本町西向193
☎0735-72-0525
FAX0735-72-2739



民生委員・児童委員

問 福祉課 ☎62-0562

民生委員・児童委員(主任児童委員)

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、援助を必要としている地域住民のよき相談相手となり、関係機関とのパイプ役として、地域福祉の推進のために活動しています。

また、民生委員・児童委員のうち主任児童委員に指名された委員は、児童福祉に関する相談を専門的に担当しています。

いずれも秘密を厳守しますので、相談者のプライバシーは守られます。

串本町立和深総合センター

問 串本町立和深総合センター ☎67-0174

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、相談員を配置し、日常生活の悩みや不安等について相談に応じています。

また、毎週火曜日に和深地域(田子～里川)の65歳以上の元気な老人を対象としたデイサービス事業を行い、地域住民の交流を図りながら生きがいづくりや介護予防に取り組んでいます。

その他

サンゴの湯優待入浴券

問 企画課 ☎62-0556

下記に該当される方に対し、串本温泉浴場「サンゴの湯」の優待入浴券を発行しています。(通常入浴料 大人500円)

◎250円割引券

対象者 町内に住所を有する70歳以上の方

◎350円割引券

対象者 生活保護法適用者
身体障害者福祉法適用者
精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方

※優待入浴券の発行を希望される方は、対象となること
がわかるもの(保険証、障害者手帳等)をご用意のうえ、
役場窓口で申請をしてください。

※優待入浴券は入浴する際に必ず提示してください。
提示されない場合は適用されませんので、ご注意ください。

串本町コミュニティバス料金の割引

問 企画課 ☎62-0556

下記に該当される方は、バス利用料が100円になります。

- ・障害者手帳等をお持ちの方
- ・介護保険の要介護、要支援または事業対象者の認定を受けた方
- ・要介護者等又は「介護付用」の表示がある障害者手帳を所持されている方と同乗される介護者の方

※乗車時に対象であることがわかる保険証または手帳を必ず提示してください。提示されない場合は適用されませんので、ご注意ください。

お気に入りの
見つけよう



KUSHIMOTO TOWN PHOTO GALLERY

